

(5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏

① 演奏場所 1 ヲ所の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 入場料のない場合

㊦ 1 ヲ月の使用料は、下表のとおりとする。

1 ヲ月の 延演奏時間	30 時間まで	45 時間まで	60 時間まで	75 時間まで	90 時間まで
使用料額	27,000 円	41,000 円	54,000 円	68,000 円	81,000 円

1 ヲ月の 延演奏時間	105 時間まで	120 時間まで	135 時間まで	150 時間まで	150 時間を 超える場合
使用料額	95,000 円	108,000 円	122,000 円	135,000 円	162,000 円

㊧ 1 日の使用料は、下表のとおりとする。

1 日 の 延演奏時間	1 時間まで	1 時間 30 分 まで	2 時間まで	2 時間 30 分 まで	3 時間まで
使用料額	1,100 円	1,700 円	2,200 円	2,800 円	3,300 円

1 日 の 延演奏時間	3 時間 30 分 まで	4 時間まで	4 時間 30 分 まで	5 時間まで	5 時間を 超える場合
使用料額	3,900 円	4,400 円	5,000 円	5,500 円	6,600 円

(イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 入場料のない場合

㊦ 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、150 円とする。

㊧ 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、300 円とする。

利用時間が、10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、300 円を加算した額とする。

(イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。